

議員提出第2号議案

島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年2月13日

提出者

浅野俊雄	細田重雄	佐々木雄三
成相安信	手銭長光	田中健二
宮隅啓	倉井毅	福田正明
森山健一	田原正居	洲浜繁達
内田敬	原成充	矢野潔
五百川純寿	多久和忠雄	上代義郎
渡辺恵夫	岡本昭二	野津浩美
三島治	島田三郎	石倉俊紀
藤山勉	絲原徳康	石橋富二雄
福間賢造	小沢秀多	大屋俊弘
中村芳信	川上昌彦	田中八洲男
井田徳義	和田章一郎	園山繁
尾村利成		

島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県政務調査費の交付に関する条例（平成13年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(収支報告書等)」に改め、同条に次の2項を加える。

4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、1件3万円以上のすべての支出について、領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。

5 前項の場合において、領収書等を取得することが困難な場合には、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる。

第13条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「収支報告書」の次に「、領収書等の写し及び支払証明書（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第2項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条の非公開情報を除いたものを閲覧に供するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。